

今回のテーマ： 非居住者である Director（取締役）がいる場合の留意点**はじめに**

非英国居住者を執行取締役や非常勤の取締役に任命する場合、英国税務当局（HMRC – 英国歳入関税庁）が要求する複雑なコンプライアンス義務を果たすことが不可欠となります。多くの英国企業は、英国居住者でない個人を取締役または非常勤の取締役に任命していますが、通常、英国滞在時間は比較的短く、取締役会に出席するために訪れる程度です。英国での収入や利益を正しく報告しなかった場合、罰則が課される可能性があるほか、当該企業と取締役の双方に風評被害が及ぶこともあります。

本稿では以下の4つの点から、コンプライアンス・リスクが発生する可能性がある点について解説します。

英国所得税

取締役は、執行者であるか非執行者であるかを問わず役職者とみなされるため、英国企業の従業員である前提で課税されます。また、租税条約による軽減措置が適用されることは稀です。その結果、非居住者である取締役がその課税年度中に英国で開催される取締役会に一度でも出席した場合、英国の所得税が課される可能性があります。英国の会社は、リアルタイム情報（RTI）報告規定に従って、その所得に関して源泉徴収制度（Pay As You Earn（PAYE））を運用する義務があります。

取締役がグループにおけるより広範な職務機能の一部を構成する場合、その立場はより複雑になる可能性があります。英国に滞在している時間を監視するだけでなく、取締役として行った業務と従業員として行った業務を区別し、そのような業務に対する英国の税務上の取り扱いを検討する必要があります。さらに、取締役としての役割に特化した所得が定義されていない場合、HMRCは、その所得が取締役としての役割に一部関係していることを前提に、総所得の割合（すべての報酬体系や福利厚生制度を把握することができます）に対して所得税を課す可能性があります。従って、この点についても検討が必要です。

最終的に納税義務が生じるかどうかは、取締役の課税所得の合計額と英国の個人控除の恩恵を受けられる権利があるかどうかによって決まります。

社会保障

取締役は、国民社会保険（NIC）上も被雇用者として扱われます。社会保障に関する規則は複雑で、非居住者である取締役個々人の状況によっても異なります。

非居住者である取締役がEU加盟国、または英国との間で社会保障協定を結んでいる国から英国に入国する場合、本国での社会保険加入義務が残る可能性があり、これを確認するために関連するフォーム A1 または社会保険加入証明書を申請する必要があります。

また、HMRCは、英国で取締役会に出席するのみで、フォーム A1 または加入証明書を取得できない非居住者取締役のために、一定の条件を満たせば国民保険への加入義務が生じないという特例を設けています。

旅費・住居費/宿泊費等

取締役が英国に出張する場合、その出張に関連する費用や経費が課税対象となるのか、免除されるのかを検討する必要があります。これは、非居住者である取締役との関係では、特に複雑で難しい分野となります。

旅費や宿泊費が経費として認められるかどうかを判断するには、その職場が常設の職場なのか、それとも一時的な職場なのかを考慮する必要があります。その際、取締役が広範な役割の一環として職務を遂行する場合と、英国の職場がほぼ常設とみなされる社外取締役の立場とでは、異なる考慮事項が生じる可能性があります。

その他、英国との往復旅費に関する特別な免除措置も、一定の条件下で、非居住者である取締役に適用される場合があります。

その他

非居住者である取締役の報酬が当該取締役個人の有する法人に支払われる場合等においては、さらに考慮すべき点があります。報酬が取締役の個人会社から請求されるような取り決めについては、英国内外の観点から慎重な検討が必要です。

おわりに

HMRC は、英国法人において非居住者の取締役を選任する企業に関する複雑なコンプライアンス上の問題を認識しており、取締役に関する情報は、Companies House、会社決算書、企業ウェブサイトなど様々な情報源から容易に確認することができ、コンプライアンス・レビューの一環として、HMRC が短期出張者及び非居住者である取締役の地位についてレビューする機会が増えています。そのため、英国企業は、PAYE と NIC のコンプライアンス義務を果たしていることを確認する必要があると同時に、英国内で職務を遂行する非居住者である取締役については、出張が適切に管理され、関連収入が正しく報告されていることを確認する必要があります。

※本記事は、Grant Thornton UK LLP が作成したものに、弊社で翻訳・加筆したのになります。

英文記事の詳細は、[Non-resident directors: four risk areas for companies | Grant Thornton](#) を、ご参照下さい。

以上